

計 画 期 間
令和8年度～令和17年度

富 山 県 家 畜 改 良 増 殖 計 画

令和8年3月

富 山 県

目 次

I 家畜改良増殖目標	・ ・ ・ ・ ・ 1
第1 乳用牛	
1 改良の方向	
(1) 基本的な考え方	
(2) 改良目標	
(3) その他	
2 増殖目標値の設定	
第2 肉用牛	・ ・ ・ ・ ・ 3
1 改良の方向	
(1) 基本的な考え方	
(2) 改良目標	
(3) その他	
2 増殖目標値の設定	
第3 豚	・ ・ ・ ・ ・ 5
1 改良の方向	
(1) 基本的な考え方	
(2) 改良目標	
(3) その他	
2 増殖目標値の設定	
II 計画の目標時期	・ ・ ・ ・ ・ 7
III 種付け又は家畜人工授精の用に供する家畜の雄で優良な血統、 能力及び体型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 7
IV 家畜体内受精卵移植の用に供する受精卵（以下「家畜体内受精 卵」という。）の採取の用に供する家畜の雌で優良な血統、 能力及び体型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 7
V IIIに規定する家畜の雄の生産施設、家畜人工授精施設、 家畜受精卵移植施設その他家畜改良増殖施設の整備拡充に関する 事項	・ ・ ・ ・ ・ 7
VI 家畜の能力検定の実施及び改善に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 7
VII 講習会、共進会等の開催、その他家畜改良増殖技術の改良及び普 及に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 7

I 家畜改良増殖目標

食料自給率の向上、自然循環機能の維持等に配慮しつつ、消費者のニーズに対応した畜産物の供給と品質の向上を図るため、家畜の生産性及び斉一性の向上に重点をおき、遺伝的能力の改良推進と併せて飼養管理の改善を図ることとし、飼料効率の改善、肥育期間の短縮などを包括した能力等に関する目標を次のとおりとする。

第1 乳用牛

1 改良の方向

(1) 基本的な考え方

乳用牛の遺伝的能力を促進し、酪農における生産性向上を図るために、繁殖性や耐久性等の改良により長命連産性の向上を図るとともに、疾病抵抗性等の新たな評価形質の導入の検討を行うなど、乳用牛の生涯生産性向上に努める。

さらに、スマート農業技術の利用による生産性の向上を図るとともに、良質飼料の給与や多様な飼養管理形態に応じた適切な管理を行うなど乳用牛の遺伝的能力を十分に発揮させる飼養管理の推進を図る。

(2) 改良目標

ア 乳量

酪農経営の生産性向上のため、繁殖性の向上を始め、各形質との全体的なバランスを確保した上で乳量の改良を推進する。

イ 乳成分

消費者ニーズに即した良質な生乳を安定的に確保するため、今後とも乳量を増加させつつ、乳成分の現行水準の維持を図る。

ウ 長命連産性

生産性の向上に資する繁殖性や耐久性に重点を置いた改良を推進する。総合指数（NTP）に疾病抵抗性を新たに加えることにより、長命連産性の改良を引き続き促進する。

エ 体型

飼養環境に適した体型の斉一化及び体各部の均衡を図る。特に、乳用牛の長命連産性に合わせて、搾乳性や剛健性の向上のため、乳器と肢蹄の改良についても推進する。

オ 改良増殖手法

(ア) 牛群検定から得られる情報により、飼養管理、繁殖管理、衛生管理や後継牛生産の改善を図るとともに、全国的な乳用牛改良にも資するものであることから牛群検定への参加を促す。

(イ) 遺伝資源の多様化に配慮しつつ、遺伝的能力に優れた種雄牛の能力情報の積極的な利活用に努めるとともに、近交係数の急激な上昇を抑えるため、血統情報や遺伝的不良形質等について、生産現場に適切な情報提供・周知を実施する。

(ウ) 乳用牛の遺伝的能力を十分発揮させ、酪農経営の生産性を向上させるため、牛群検定から得られる情報を基に、飼養管理の改善を促進するとともに、スマート農業技術等を活用した飼養管理・繁殖管理の効率化を推進する。

(エ) 長命連産性の向上、乳用牛の供用期間の長期化につなげるため、日々の健康管理や適切な飼料給与、丁寧な取扱いなどの牛を快適な環境で飼養するアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を推進する。

(3) その他

本県における貴重な肉資源である乳用種及び交雑種子牛を一定数確保するため、乳用雌牛の能力に応じた選択的利用と肉専用種との交配により、肉用素牛の生産を推進する。

2 増殖目標値の設定

牛乳・乳製品の安定的な供給を確保し、需要動向に即した生産を行うこと、関連計画等において整理している課題解決が図られることなどを想定し、目標値を以下のとおり設定する。

能力に関する目標値

	品 種	乳 量	乳脂率	無 脂 乳 固形分率	乳蛋白 質 率	分 娩 間 隔	初 産 月 齢
現 在 (令和5年度)	ホルスタイン	kg 7,615	% 3.6	% 8.7	% 3.2	か月 15.0	か月 25
目 標 (令和17年度)	ホルスタイン	9,000	4.0	8.8	3.3	13.5	24

乳用牛の飼養頭数に関する目標値

	品 種	飼養頭数	備考
現 在 (令和5年度)	ホルスタイン	2,170	経産牛 1,640
目 標 (令和17年度)	ホルスタイン	2,012	経産牛 1,520

第2 肉用牛

1 改良の方向

(1) 基本的考え方

ア 肉専用種

生産コストの低減や効率的な牛肉生産の観点に加え、品種特性に応じた適度な脂肪交雑の肉用牛生産により消費者の多様なニーズの高まりに対応するとともに初産月齢の早期化、分娩間隔の短縮、人工授精等の受胎率向上など繁殖能力の向上に努める。

また、雌子牛の保留・導入及び繁殖用雌牛の導入による増頭（繁殖経営の規模拡大）等により繁殖基盤の維持・拡大を推進する。

イ 乳用種・交雑種

品種毎に、より短期間で生産効率を高める飼養管理に向け改善を図る。

(2) 改良目標

ア 能力

(ア) 肥育牛の能力

a 肉質に配慮した牛肉の安定生産を図るため、品種特性に応じた飼養管理を行い、肥育期間の短縮とともに、飼料利用性など個体の能力に応じた効率的な肥育に努める。

b 肥育終了月齢の早期化を図るため、繁殖経営では、肥育もと牛の早期出荷に努めるとともに、肥育経営においては、肥育もと牛の導入月齢の早期化に努める。

(イ) 雌牛の能力

a 繁殖及びほ育能力に優れ、強健で粗飼料利用性及び放牧適性の高いものとし、1年1産を目指して生産性の向上に努める。

b 育成時の適正な飼養管理により十分な発育を促しつつ、初産月齢の早期化に努める。

c 育種価等の遺伝的能力評価に基づく選抜と利用により産肉能力等生産性の向上に努める。

イ 体型

(ア) 成雌牛については、繁殖性を向上させるため、適度な体積であるものとし、過大や過肥は避ける。

(イ) 肥育もと牛については、肥育段階での飼い直しによる非効率な肥育方法を改めるため、過肥は避け、体幅体深及び肋張りに富み、背線が強く肢蹄が強健なものとする。

ウ 改良手法

(ア) 育種価等遺伝的能力評価による優良繁殖雌牛群の整備・増殖等を推進する。

(イ) 繁殖能力の向上を図るため、発育ステージに応じた飼養管理や分娩後の適正な栄養管理、適度な運動により、確実な発情発見及び適期授精に努める。

(3) その他

ア 遺伝的能力を十分に発揮させるために、子牛への十分な粗飼料給与や発育に応じた飼養管理、衛生管理の徹底等により事故率の低下に努める。

イ 繁殖雌牛における放牧の活用、耕畜連携等による飼料作物や飼料用米・飼料用稲及び地域の未利用資源の利用を推進する。

2 増殖目標値の設定

優良な繁殖雌牛の確保を図るとともに、乳用後継牛の確保に支障を来さない範囲での乳用雌牛を活用した受精卵移植などにより、遺伝的能力の高い肉専用種子牛の生産や交雑種の生産を促進し、関連計画等において整理している課題解決が図られることなどを想定し、以下に目標値を示す。

去勢肥育牛の能力に関する目標数値

	品 種	肥育開始時		肥 育 終 了		1日平均 増 体 量	参 考 (肉質等級)
		月 齢	体 重	月 齢	体 重		
現 在 (令和5年度)	黒毛和種	か月 9.2	kg 307	か月 29.5	kg 808	kg 0.81	4.5
	乳用種	7.2	308	19.3	781	1.28	2.0
	交雑種	8.0	311	25.8	831	0.96	3.0
目 標 (令和17年度)	黒毛和種	8.0	280	27.0	775	0.86	4.0
	乳用種	7.0	300	18.0	785	1.45	2.0
	交雑種	7.0	290	24.0	835	1.05	3.0

繁殖牛の体型及び能力に関する目標数値

	品 種	体 型				繁殖能力	
		体 高	胸 囲	かん幅	体 重	初産月齢	分娩間隔
現 在 (令和5年度)	黒毛和種	cm 131	cm 189	cm 47	kg 495	か月 25.3	か月 13.3
目 標 (令和17年度)	黒毛和種	130	190	48	520	25.3	12.5

注：1) 数値は、成熟時(36ヶ月齢以上)の雌のものである。

2) 体重は、適度な栄養状態にある雌牛のものである。ただし、分娩前後を除く。

肉用牛の飼養頭数に関する目標値

	品 種	飼 養 頭 数	
現 在 (令和5年度)	黒毛和種	2,530	3,860
	乳用・交雑種	1,330	
目 標 (令和17年度)	黒毛和種	2,705	4,044
	乳用・交雑種	1,339	

第3 豚

1 改良の方向

(1) 基本的な考え方

産肉能力については、国内外の消費者の多様なニーズに対応しつつ、特に国産豚肉としての特色を更に伸ばしていくため、食味も含めた肉質の更なる改良を進めるとともに、生産コストの低減を図るため増体性の向上を推進する。

また生産性の向上を図りつつ繁殖能力及び種豚の能力を最大限に発揮させるためには、種豚の強健性の向上を図る必要がある。

(2) 改良目標

ア 能力

(ア) 種豚については、品種の特長に応じた能力の向上に努める。

(イ) 肥育もと豚の効率的な生産を図るため、母豚の1腹あたりの育成頭数など繁殖能力の向上に着目した改良に努める。

(ウ) 生産コスト低減を図るため、1日平均増体量や飼料要求率の向上に努める。

イ 体型

能力を最大限に発揮させるため、強健で肢蹄が強く、発育に応じて体各部の均称がとれた体型の改良に努める。

ウ 改良手法

(ア) 高品質豚肉を安定生産するため、産肉能力等が判明し、斉一性の高い系統豚の利用に努める。

(イ) 種豚の効率的な改良に資するため、人工授精の普及定着及びDNA解析等新技术の利用に努める。

(3) その他

特長ある豚肉生産や一層の生産コストの低減を図るため、エコフィードや飼料用米などの国内由来飼料の利用促進に努める。

豚が本来持つ能力を十分発揮させ生産性を向上させるため、日々の飼養管理や適切な飼料給与、丁寧な取扱いなどの豚を快適な環境で飼養するアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を推進する。

暑熱による繁殖・肥育成績の低下への対策として、近年の夏の気候を考慮した適切な換気、送風ファンやクーリングパッドなどの冷却設備等の設置を推進する。

消費者に安全で信頼される豚肉生産を確保していくため、農場HACCPやGAP等の生産工程管理の普及、オールイン・オールアウトの導入等の衛生対策の推進が重要である。

2 増殖目標値の設定

豚肉の需給動向に即した安定的な養豚経営を行うことを旨とし、関連計画等において課題解決が図られること、国等で造成された系統豚が円滑に利用できることなどを考慮して、能力及び体型の目標値を以下の表に示す。

純粋種豚の能力に関する目標数値

	品 種	繁殖能力		産 肉 能 力			
		育 成 頭 数	子 豚 総体重	1 日平均 増体量	飼 料 要求率	ロース芯 の太さ	背脂肪層 の厚さ
		頭	kg	g		cm ²	cm
現 在 (令和5年度)	大ヨークシャー	8.6	42	864	3.6	31	1.9
	ランドレース	10.2	61	852	3.1	32	2.0
	デュロック	7.8	43	1,037	2.9	33	2.8
	ハークシャー	7.7	46	728	3.2	29	1.8
目 標 (令和17年度)	大ヨークシャー	11.4	68	950	2.9	32	2.0
	ランドレース	11.2	66	910	3.0	32	2.1
	デュロック	8.3	45	1,100	2.8	33	2.5
	ハークシャー	8.2	48	745	3.1	29	1.8

- 注:1)大ヨークシャーについては「タテヤマヨークII」、その他については全国平均値
 2)繁殖能力の数値は、分娩後3週齢時の母豚1頭当たりのものである。
 3)産肉能力の数値は、雄豚の産肉能力検定(直接検定)のものである。
 4)1日平均増体量及び飼料要求率の数値は、体重30kgから105kgまでの間のものである。
 5)ロース芯の太さ及び背脂肪層の厚さは、体重105kg到達時における体長2分の1部位のものである。

肥育素豚生産用母豚の能力に関する目標数値(全国平均)

	1 腹当たり 生産頭数	育成率	年間分娩回数	1 腹当たり 年間離乳頭数
	頭	%	回	頭
現 在	11.8	90	2.3	24.2
目 標 (令和17年度)	12.6	95	2.3	27.5

肥育豚の能力に関する目標数値

	出荷日齢	出荷体重	飼料要求率
	日	kg	
現 在	184	114	2.9
目 標 (令和17年度)	180	120	2.8

豚の飼養頭数に関する目標値

	飼養頭数
現 在 (令和5年度)	19,700
目 標 (令和17年度)	18,400

II 計画の目標時期

この計画は令和17年度を目標とする。

III 種付け又は家畜人工授精の用に供する家畜の雄で優良な血統、能力及び体型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項

乳用牛及び肉用牛の改良には、人工授精による優良種雄牛の広域利用をはかることが効果的であり、今後とも（社）家畜改良事業団の供給する凍結精液の普及利用を主体とし、とくに検定済種雄牛精液の利用促進に努める。

豚については、全国で造成され能力検定成績の判明した種豚及び日本養豚協会の指定する指定種豚場の種雄豚の活用を推進する。

IV 家畜体内受精卵移植の用に供する受精卵（以下「家畜体内受精卵」という。）の採取の用に供する家畜の雌で優良な血統、能力及び体型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項

乳用牛においては、牛群検定の積極的な活用により高泌乳牛等の能力の高い雌を選抜するとともに、その受精卵の利用促進を図る。

繁殖和牛については、育種価が高い牛の選抜利用を促進する。

V IIIに規定する家畜の雄の生産施設、家畜人工授精施設、家畜受精卵移植施設その他家畜改良増殖施設の整備拡充に関する事項

（一社）家畜改良事業団精液の本県における取扱機関は1ヵ所とし、円滑な流通を図る。

乳用牛及び肉用牛については、県における優良牛及びその受精卵等の供給を図るため、大家畜供給センター等改良増殖施設の充実に努める。

豚については、優良種豚等の供給を図るため、種畜供給センター等改良増殖施設の充実に努める。

VI 家畜の能力検定の実施及び改善に関する事項

乳用牛については、牛群検定や登録事業の積極的な推進を図り、牛群検定組合の活動の促進及び情報分析センター機能の強化を図る。

肉用牛については、登録制度及び育種価を活用した牛群の高位平準化を図る。

豚については、登録制度の活用、優良種豚の利用を推進するとともに、枝肉成績等を活用した肥育もと豚生産母豚等の選抜淘汰を推進する。

VII 講習会、共進会等の開催、その他家畜改良増殖技術の改良及び普及に関する事項

家畜飼養者の家畜改良意欲の向上と家畜人工授精師等に対する技術普及を図るため、種雄畜の選定、優良種雌畜の確保、生産性の向上、血統登録、人工授精技術、受精卵移植技術を重点に、県及び関係機関による講習会等を適宜開催するほか、共進会の開催と参加に支援する。